



多摩支部だより

【二弁多摩支部支部長】

杉野公彦(59期) Sugino Kimihiko

1 第二東京弁護士会多摩支部を含む 東京三弁護士会多摩支部の活動

皆様こんにちは、本年度第二東京弁護士会多摩支部（以下「二弁多摩支部」と言います。）支部長の杉野公彦と申します。

4月から本年度の多摩支部長としての活動が始まりました。

多摩支部も、多摩支部ならではの活動方針を策定し、委員会活動を通じてイベント開催、研修会の実施などで支部を活性化するほか、予算を執行し、決算書を作成するなどは本会と何ら変わりません。

ただご承知のとおり、多摩支部は正式には「東京三弁護士会多摩支部」です。本年度の活動方針の策定一つをとっても、まず、東京三弁護士会（以下「三会」と言います。）多摩支部の執行部内で他会、すなわち東京弁護士会多摩支部及び第一東京弁護士会多摩支部との協議と合意形成が必要であり、合意して初めて、多摩支部会員が集まる「東京三弁護士会多摩支部合同集会」への提案が可能となります。もちろん、各会には支部運営に関する方針・考え方があり、支部活動をより拡充させたい意向は各会にあります。しかし、拡充の方向性が違うと、議論に次ぐ議論となり、決めるべき事項が大きければ大きいほど、なかなか話を前に進められないこともあります。三会多摩支部では

各派ごとの考えのようなものはあまりないのですが（私が意識していないだけで本当はあるのかもしれません）、代わりに他会との合意形成というまた違った難しさと、そして面白さがあると言えます。

2 自治体への訪問、首長との懇談

さて、そのように始まった本年度執行部ですが、先ほどの活動方針案の策定、合同集会の実施に向けての準備と並行して、自治体首長への訪問を実施しました。と言っても多摩支部内には、30自治体（26市、3町、1村）があり、全てを三会全体でも10人の執行部のみで訪問すると、挨拶回りだけで本年が終わってしまいますので、多摩支部管内にある簡易裁判所所在地の自治体、すなわち、立川市、武蔵野市、八王子市、青梅市、そして町田市の市長への訪問のみとしました。

現在、多摩支部には、立川法律相談センター、町田法律相談センター、そして八王子法律相談センターと弁護士会が運営する法律相談所が3つあります。多摩支部の法律相談所で相談を担当できるのは多摩支部会員に限られるため、本会の先生方にはあまりなじみがないかもしれません、3つの自治体で法律相談センターを開設していました。

そのうち、町田法律相談センターと八王子法律

相談センターは、これまでと運営の形態を変えて常設の法律相談所から、場所を変え、かつ、非常設の法律相談所に本年度中に変わることになり、その体制が大きく変わります。変更は本年度中のことですから、現時点で、少なくとも八王子市及び町田市には周知しておきたいところでした。

実際に訪問したことですが、弁護士及び弁護士会が、自治体の運営、住民に対し果たせるべき役割（例えば、単なる自治体法律相談にとどまらず、大規模災害発生時の法律的支援など）は少なくないと感じるとともに、その役割を自治体に知ってもらうべく、弁護士会としてはより情報の周知が必要であると感じました。

3 多摩支部管内の弁護士の 多摩支部への全員加入

また、6月17日、二弁多摩支部の臨時総会が開かれ、ある決議が可決されました。

決議の内容については、以下のとおりで全文を引用します。

「第二東京弁護士会多摩支部は、第二東京弁護士会に対し、第二東京弁護士会多摩支部会規第3条に『支部は、東京地方裁判所立川支部の管轄区域内に法律事務所を有する本会の弁護士会員又は弁護士法人会員であって、請求により支部会員名簿に登録された者（以下『支部会員』という）で組織する。』とあるのを『支部は、東京地方裁判所立川支部の管轄区域内に法律事務所を有する本会の弁護士会員及び弁護士法人会員（以下『支部会員』という）をもって組織する。』と改正することを求める。」

簡単に言いますと、多摩支部管内で事務所を開いている先生方には全員多摩支部に加入してもらいましょうというものです。

そもそも、弁護士会そのものは強制加入団体ですから、地域で活動するということはその地域の弁護士会に加入するということです（東京の場合、三会のどれを選ぶかということはあります）。

しかし多摩支部の場合、加入するには、多摩支部に加入するという意思表示「請求」が必要です。

そのため、多摩支部管内には、事務所がありながら請求をせず二弁多摩支部会員ではないという先生方もいらっしゃいます。その数は71人、多摩支部管内に事務所を有する二弁会員の先生が251人ですから、実に3割近くの先生が多摩支部管内に事務所がありながら多摩支部会員ではないということになります。

二弁多摩支部も平成10年4月の設立から既に27年が経過し、活動の範囲も、弁護士会の支部としての責任も飛躍的に広がっています。そして、多摩支部管内に事務所がありながら多摩支部会員ではない先生方にも少なからず影響を及ぼす事項を、多摩支部で決定している実態があります。そもそも、弁護士会の支部で任意加入であるところは多摩支部のほかは全国で2支部（熊谷と越谷）しかなく、それらの各支部でも、事実上全員が支部会員となっています。支部管内に事務所がありながら、3割近くの弁護士が支部会員ではない支部は多摩支部だけであり、非常に不自然な状態にあります。全員加入の問題はこれまで東京三会多摩支部で議論になってはいましたが、本年度に至っても三会での合意は得られませんでした。

そこでまずは二弁多摩支部が他会に先駆けて、全員加入に向けての決議を挙げることにしたのです。決議は二弁多摩支部会員181人中委任状も含め71人の賛成をもって可決しました。全員加入に向けた二弁多摩支部の意思は本会にも示すことができたと考えております。

4 多摩支部の未来のために

本書面を作成している（7月末）時点で、既に活動開始から4か月、早くも1/3が経過してしまいました。私が4月に受け取った支部長のバトンを来年の3月末日に次世代に渡せるまで、少しでも二弁多摩支部の発展に尽くしたいと考えております。